

琉球大学学術リポジトリ

期待されているスクールロイヤーの活動とその職業倫理を考える：

NHKドラマ「やけに弁の立つ弁護士が学校でほえる」内の架空事例の分析を附属中学校における実践的検証につなげる試み

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科 公開日: 2020-10-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 武田, 昌則, 西山, 千絵, 横井, 理人, 吉田, 安規良, 田中, 洋, 吉田, 英男 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/46864

期待されているスクールロイヤーの活動と その職業倫理を考える

—NHKドラマ「やけに弁の立つ弁護士が学校でほえる」内の架空事例の
分析を附属中学校における実践的検証につなげる試み—

武田昌則・西山千絵・横井理人・
吉田安規良・田中 洋・吉田英男

はじめに

令和元（2019）年9月24日の閣議後会見で文部科学大臣より、文部科学省（以下、「文科省」という。）が令和2（2020）年度から、スクールロイヤーを各都道府県の教育事務所や政令市など、全国に約300人配置できるようにする方針を決めたことが明らかにされた。コロナ禍の影響を受けながらも、沖縄県でも県教育委員会による県立学校へのスクールロイヤー配備が進展しているところである。

これまで弁護士は、顧問を務める自治体や学校法人等との関係から、あるいは直接個別的に学校関係者から法的相談を受けるとか、学校または教育委員会だけでは解決困難な事案等に対する助言を行う「学校問題解決支援チーム」を通じて、保護者等の相談に対応してきた。その一方で、学校も法律問題に直面する場面が増えているといわざるを得ない。実際に、平成31年に文科省が教育委員会に対して実施した調査によれば、「10年ほど前と比べて法務相談が必要な機会が増えたと考えるか。」という質問に対して「増えている」と回答した教育委員会が、都道府県・指定都市については72%、市町村については49%、をそれぞれ占めている。その背景については、「保護者対応に関すること」や「いじめに関すること」という回答が、上位となっている¹。教員は、授業準備や教材作成・研究はもとより、生徒指導等まで多岐にわたる業務を担い、保

1 文部科学省「教育委員会・学校における法務相談体制に関する調査結果」（法曹養成制度改革連絡協議会（第13回）【文部科学省提出資料】資料7参照。

護者トラブルなどの問題にまで対処せざるを得ない労働環境に置かれており、教育現場の負担軽減を図る必要性は明らかであった。そこで中央教育審議会(以下、「中教審」という。)は、「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応が求められる場合や、児童生徒を取り巻く問題に関して法的側面からの助言が必要な場合について……法的相談を受けるスクールロイヤー等の専門家の配置を進めるべきである」(中教審「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」、平成 31 年 1 月)と、提言した。この延長線上に、一般のスクールロイヤーの全国的配置がある。しかし、「学校内のいじめ問題に詳しい」、「労働問題に強い」といった得意分野で能力を発揮することで、個々の弁護士は効果的に教育現場との連携を実践できるであろうか。従来とは異なる、新たなスキルがスクールロイヤーに求められるとすれば、それはどのようなものになるか。東京都の特別区や大阪府など、一足早くスクールロイヤーを導入した地方自治体もあるが、この専門性が志向される「スクールロイヤー」とは何者であるのか、いかなる役割をスクールロイヤーに期待するのかについても、統一的な定義は確立されていないのである。

スクールロイヤーに限らず、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと同様に、文科省の予算措置事業が契機となっている「スクール」を冠した職業名は「学校において当該の任に就く者」を指す。平成 25(2013)年以降は、「スクールカウンセラー等活用事業実施要領」(文科省・初等中等教育局長決定)でスクールカウンセラーの任用資格要件が定められており、実績を踏まえた上で関連する資格や免許所持者から選考される。しかし、「都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者」や「スクールカウンセラーに準じる者」として資格や免許は所持していないが経験にのみ裏打ちされた者も任用可能である。スクールソーシャルワーカーも同様で、平成 27(2015)年度で社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者が約 8 割を占めており、教員免許取得等を通して、学校文化に触れた経験がある者も含まれていた。しかしながら、福祉に関する専門的な資格を有していなくても、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者のうちスクール

ソーシャルワーカーの職務内容を適切に遂行できる者も含めてきた経緯があるため、スクールソーシャルワーカーの職務に関する資格を一切有していない者も雇用されていたということである²。つまり、「スクール〇〇」とカタカナ表記される職業名は、むしろ高度な専門家人材が少ない地域などの実情も考慮されたため、必ずしも業務独占資格や名称独占資格に相当するものではなかったといえる。この点を踏まえて英英辞典を紐解けば、ロイヤー (lawyer) という言葉は、弁護士も意味するが、法的業務の専門的訓練を受けている人や法律の専門家である人を表す一般的な言葉でもあるため、解釈次第では弁護士以外を指しうる。だが、インターネットが日常の一部を構築しているといっても過言ではない現在、「スクールロイヤー」を検索すれば、検索結果に筆頭格で表示されるフリー百科事典ウィキペディアでは、「学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等を法的に解決する弁護士」と解説されている。そうすると、この「スクールロイヤー」を日本国内で名乗ることができるのは弁護士に限られる、業務独占資格である、という社会的なイメージもしくは社会的コンセンサスは広く形成されていそうである。では、改めて「スクールロイヤー」に（独占的に）従事することになる弁護士は、どのような職業倫理のもとに職務を行うべきなのであろうか。スクールロイヤーが弁護士であることへのコンセンサスが優勢であるといっても、弁護士とはまずもって弁護士法により規律され、弁護士職務基本規程に従うべき者である。しかし、期待される「スクールロイヤー」に対して、その位置づけの性質に鑑みた、他の観点からの規律は不要なのであろうか。スクールロイヤー制度の開始に至ってなお、問いは尽きない。

本稿は、一定の経緯を経て、琉球大学教育学部附属中学校におけるスクールロイヤー制度の必要性が教育現場において認識された結果、2名の学校配置型のスクールロイヤー（武田、横井）が就任したことを契機としている。そして、本稿は、その円滑な活用が可能となる環境整備の検討チームによる、1つの問題共有でもある。すなわち、令和元（2019）年度後半からの附属中学校での法的相談の経験と今後の実践的検証に生かす目的から、現状で「スクールロイ

2 宮野澄男・潮谷有二・奥村あすか・吉田麻衣「スクールソーシャルワーカーの法的整備に関する一考察—『チーム学校』における教員との連携・分担を多職種連携の立場から—」『純心人文研究』（2018年）第24号83-104頁。

ヤー」は何者とされているのか、及び、その執務形態を概観し、スクールロイヤーの行動が弁護士法・弁護士職務基本規程上のような制約を受けるのかについて、NHKドラマ「やけに弁の立つ弁護士が学校でほえる」（以下、「やけ弁」という。）³の主人公である田口章太郎弁護士（以下、「田口」という。）の行動を架空事例の素材として、最初の検討を加えたものである。

これまでの短いながらも濃密なスクールロイヤーチームとしての経験にあって、「子どもの最善の利益」を実現するための「スクールロイヤー」とは何なのかという問い（それは決して、「スクールロイヤー」の存在を欲し、これを任用した学校側の都合と整合するものではなく、むしろ矛盾する契機を含む。）に直面して、大いに議論の参考としたのが、上記の「やけ弁」である。これを論文執筆に際して題材の1つに取り上げた背景には、「スクールロイヤー」に求められるべき職業倫理とは何かについて、現在地から一石を投じていく試みをしたくとも、学校現場での具体的相談内容については嚴重に守秘すべき制約があり、学校現場との信頼関係の構築に時間をかけるためにも、今の時点ではまだ架空事例に依拠せざるを得なかった、という事情もかかわる。さらにいえば、非常によく考えられたこの作品との比較において、学校配置型のスクールロイヤーを選択した筆者らの立ち位置、状況と通じる、建設的な議論の礎が提供されていたことに対する感謝と愛着も、大きくかかわっている。スクールロイヤーとしてではなく、それ以前からの一弁護士としての学校事故等の訴訟事件における代理人弁護士として、自らの得た経験と、まだまだ短いスクールロイヤーとしての体験等を総合してみるだけでも、「やけ弁」の題材とした架空事例が重要な示唆にとみ、いかに現実に起こりうるものであるかは、経験を積み実感するところである⁴。

3 本稿では「やけ弁」のウェブサイトに掲載された資料を網羅的に取り上げるので、以下にそのURLを紹介する。(https://www.nhk.or.jp/dodra/yakeben/index.html, 2020年9月15日最終閲覧)。

4 この番組が、NHKの組織内弁護士である梅田康宏弁護士や、わが国でも屈指の「スクールロイヤー」たちの考証を経て制作されたからこそであろう。決して宣伝するわけではないが、「やけ弁」はスクールロイヤー、その周囲の環境にいる学校関係者などの方々にとっては一見に値する、というのが筆者らの偽らざる本心である。

1. 「スクールロイヤー」とは何者か？

さて、先述した通り、近年の学校と弁護士との関係性について最初に提言したのは、平成 27 (2015) 年の中教審答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」であろう。中教審は、「チームとしての学校」と関係機関等との連携・協働の在り方として「学校における法律問題への対応等のため、弁護士会等と連携し、学校における法律家の活用を進めることも考えられる」と提言し、さらに、保護者や地域への対応に対する支援の改善・充実への対応として、「相談や要望を受けた際に、第三者的立場から中立的に問題解決を支援したり、教職員が専門的な知見を直接聞いたりできるような仕組みを作ることによって、学校の負担軽減につなげること」への期待を示したのである。具体的には、「関係機関・団体における取組として、日本弁護士連合会（以下、「日弁連」という。）の民事介入暴力対策委員会では、平成 22 年から行政対象暴力の一形態として教育対象暴力の検討が行われている」ことに言及しつつ、「国、教育委員会は、このような関係機関・団体とも連携して、不当な要望等への対応について、学校現場に対する情報提供等を進めていくべきである」と、「不当な要望等」へ対応するための弁護士(会)との連携を提案した。この時点では、示された改善方策の 1 つである「学校の教職員が、保護者や地域からの要望等に対応するため、弁護士等の専門家から支援を受けたり、専門的な知見を直接聞いたりすることができるような仕組みを教育委員会が構築すること」が、「スクールロイヤー」制度へと繋がったものであり、さらに、教職員の過重な負担を軽減させることが、全国のスクールロイヤーに寄せられる期待の中心にあったものといえる。

文科省は、平成 29 (2017) 年度概算要求主要事項 5 「いじめ・不登校対応等の推進」における同年度の新規事業「いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究」について、「法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、いじめの防止等の対策に関わることにより、法的側面からのいじめの抑止、法令に基づく対応の徹底等、生徒指導上の諸課題の解決に向けた先進的な取組の開発のための調査研究」と、説明している。この内容からすれば、文科省の想定する「スクールロイヤー」は、法的なノウハウを活かして、むしろ《いじめ防止等の対策》の場面にかかわり合

いをもつことを中心として想定されているといえる。

その一方で、都道府県教育委員会の動きにも言及しておきたい。都道府県教育委員会の情報交換の場である平成30(2018)年度全国都道府県教育長協議会(平成31(2019)年3月)の第4部会の報告書「教職員の働き方改革の推進について」(以下、「全国教育長協議会平成30年度第4報告書」という。)によれば、「学校が教育活動に専念するための支援体制の構築について」との項目に「スクールロイヤー制度」に関する記載がある。ここでは、「スクールロイヤー制度」を「スクールロイヤー(学校で起きる様々なトラブルに対し、法律上の助言を行う弁護士)を活用し、学校を取り巻く様々な問題に関する相談をしたり、法的及びケースワーク的観点に基づく助言を得ながら、適切な対応や取組を進めていく制度」と定義しており、この報告書作成時点で、全国11の都道府県で「スクールロイヤー」が導入されていたことが述べられている。導入された「スクールロイヤー」の業務内容については、『学校におけるトラブルの法律上の相談や助言』が主であり、特にいじめ問題をはじめとする『児童・生徒の問題行動について』が多く挙げられた。また、学校内の生徒指導委員会やいじめの防止に係る委員会、ケース会議等に参加し、弁護士の立場から法律に基づく助言を行ったり、学校管理職対象の研修会において少年法等の関係法令等についての講義を行っている等の事例も挙げられた。」という。いじめ防止よりも広く、《児童・生徒の問題行動等の対策》へのかかわり合いが指摘されていることに留意される。

全国教育長協議会平成30年度第4報告書によれば、学校が「スクールロイヤー」を活用する際の流れについては、多くの都道府県において、①学校から(市区町村教育委員会を経由し)都道府県教育委員会へ依頼、②都道府県教育委員会が弁護士(スクールロイヤー)へ依頼、あるいは、③学校が弁護士へ相談(又は派遣)という3つの流れに分類されるという。さらに、スクールロイヤーに関して困っていることや課題に感じていることについて、各都道府県が自由記述で記載した事項の概略をまとめたものとして、①弁護士も学校現場に明るい方ばかりではないため、時間をかけて法曹界と学校教育の情報共有を行う必要があること、②学校等に対するスクールロイヤー制度の周知について課題を感じる事、③スクールロイヤー制度を拡充してい

こうとした際に、課題となるのは財政的な負担であること、といった指摘がある。総じていえば、「スクールロイヤー」について、「学校で起きる様々なトラブルに対し、法律上の助言を行う弁護士」という包括的なコンセプトを示したうえで、教職員が教育活動に専念できるようにするためのサポートスタッフとして位置付けているように見受けられる。しかしながら、特定されないトラブルへの対応・危機管理が示唆される以上には、「スクールロイヤー」はどのような基本的理念の下に職務を行うべきか、という基本的な問いについては触れられていない。スクールロイヤーの活動は、教育現場への介入ともいう。それだけに、学校教育の情報共有を行う時間的課題・財政的課題、制度周知の課題が指摘されていることからわかるように、学校の諸課題に詳しい法曹との連携の効果を発揮させるには、法曹（スクールロイヤー）の側と学校側とが情報共有できる一定の時間を要し、しかも法曹過疎の問題も含めて地域間格差のある全国の学校現場に「スクールロイヤー」の存在が定着するまでの予算を確保しなければならないことを示唆する。時間的課題からいえば、スクールロイヤーという専門性を志向する名称にもかかわらず、その法的助言によっても実効的な解決が必ずしも導かれず、子どもの教育を受ける権利が実質的に回復しない事態が続けば、子ども、保護者、教職員、学校、地域、設置者、さらにはスクールロイヤー本人の、いずれの利益にもならず、制度の意義が見失われることになる。そして、財政的課題はまったく軽視出来ない問題であり、人口増加率の高い沖縄県であっても島嶼地域では社会減少により人口減少が進行しており、移動費をかけて弁護士を招聘する費用に乏しいことを挙げても、ポスト Society 5.0 時代を見据えた、中長期的な視点から制度を捉えないことには、制度の定着は難しい。

これに対し、スクールロイヤーの成り手である弁護士を構成員とする日弁連は、平成 30 年 1 月に「『スクールロイヤー』の整備を求める意見書（以下、「日弁連意見書」という。）」⁵を公表した。日弁連意見書では、「学校で発生する様々な問題について、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、教育や福祉

5 日弁連「『スクールロイヤー』の整備を求める意見書」2018年1月18日
(https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2018/180118_6.html,
2020年9月15日最終閲覧)。

等の視点を取り入れながら、法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士を「スクールロイヤー」と定義している。ここでは、「子どもの最善の利益」の観点から助言する弁護士であると定義する点が特徴的といえる。

大阪府は、この日弁連の定義をさらに具体化し、「スクールロイヤー」を次の①ないし④を満たすものと定義している⁶。

- ①学校だけでは対応困難な事象ないしこの程度には至らないものの紛争予防の観点から弁護士による事前の支援が必要と思料される事象に対して、
- ②「子どもの最善の利益」を守ることを目的とし、
- ③(ア)学校教育についての深い理解・知識をもって、
(イ)法的視点のみならず福祉的視点、学校臨床の視点等も総合的に考慮し、
- ④「学校教育の場」における紛争解決を担う弁護士

なお、日弁連意見書で「スクールロイヤー」が念頭に置くべきものとされ、大阪府の定義で「スクールロイヤー」が守ることを目的とすべきとされる「子どもの最善の利益」について日弁連意見書に「学校は、子どもの成長と発達を目的として、子どもに対して組織的、計画的、継続的に教育を実施する機関であり、子どもの権利を実現する最も基本的・中心的な役目を担うものである（教育基本法第 6 条、子どもの権利条約第 28 条、第 29 条）。このような学校の設置目的からすると、学校のあらゆる活動は、子どもの最善の利益（子どもの権利条約第 3 条等）に沿ったものであることが前提となる。」旨の説明が記載されている。教職員との関係は、ここでは後景に退く。

弁護士間では、スクールロイヤーが子どもの最善の利益を図る立場に立つべきことは見解の一致をみているようである。しかし、「学校教育の場」における紛争解決を担うといっても、そのために、学校側に法律上適切な対応について（内部的に）指導・助言を行うかたちで、活動を履践するということになると、契約上、「スクールロイヤー」は難しい立場に置かれるのは言うまでもない。弁護士は利益相反行為が禁止されており（弁護士法 25 条、弁護士職務基本規程 27 条、28 条、57 条）、その「継続的な法律事務の提供

6 渡邊徹「大阪府におけるスクールロイヤー制度の内容と実践状況」2019 年 12 月
(<http://www.moj.go.jp/content/001311497.pdf>, 2020 年 9 月 15 日最終閲覧) 参照。

を約している者」（弁護士職務基本規程 28 条 2 号）である設置者や学校との関係に照らし、教職員、子ども、保護者からの相談を一定の段階で受けられないこともありうる。そこは、どうクリアされるのか。本稿が、先ほどより「スクールロイヤー」の定義から問い直しているのは、それによって実際に教育現場で活動する法曹の職務倫理が規定されるからである。そして、実際の実務を踏まえて、学校内の紛争解決に力点を置くならば、おそらくは今後、実際の試行錯誤を経て、スクールロイヤーの職業倫理に限っては、再定義せざるを得ないように考えるのである。

2. 「スクールロイヤー」の勤務形態

「スクールロイヤー」の勤務形態については、おそらくは我が国ではまだまだ希少な「学校内弁護士」すなわち「学校で教員として雇用され、勤務する弁護士」であり、かつ、他校の「スクールロイヤー」を兼務されている、神内聡弁護士が 2 つの著書に記載されている分類を参考に次の表を作成してみた⁷。

7 神内聡『スクールロイヤー—学校現場の事例で学ぶ教育紛争実務「Q&A」170—』（日本加除出版、2018 年）（以下、神内「Q&A」という。）14 頁の表 4「スクールロイヤーの勤務形態」と、神内聡『学校内弁護士 学校現場のための教育紛争対策ガイドブック[第 2 版]』（日本加除出版、2019 年）（以下、神内「学校内弁護士」という。）22 頁の「表 スクールロイヤーの勤務形態」の両者を統合してみたものである。なお、神内聡弁護士はその後に発表した論稿において、スクールロイヤーを「顧問型」「職員型」「教員型」の 3 つに類型化し、さらに「顧問型」を「事務所相談型」と「学校訪問型」の 2 つに類型化している。その上で、「教員型」・「職員型」・「学校訪問型」の 3 タイプのように、学校に定期的に来ることが特徴であり、制度の重要要素になっているロイヤーのみが「スクールロイヤー」という名称を用いるべきであると提唱している（神内聡「スクールロイヤーの実態と全国的配置に関する問題点」『スクールコンプライアンス研究』第 8 号（2020 年）75-81 頁参照）。「スクールロイヤー」に注目が集まる以前から「スクール・リーガルマインド」の教育現場・管理職における定着を考察する研究はあったが（例えば、先行業績として坂田仰『スクール・リーガルマインド—法規に基づく学校運営と説明責任』（学事出版、2006 年）などがある）、最近では、法曹の側からの調査研究、実践報告も活発である。

表 スクールロイヤーの勤務形態

①相談型	スクールロイヤーが教育委員会専属の弁護士として、学校からの相談に直接応じる。
②派遣型	スクールロイヤーを教育委員会に配置し、学校からの要請に応じて派遣する。
③巡回型	スクールロイヤーを教育委員会又は拠点校に配置し、担当地域の複数校を定期的に巡回する。
④学校配置型	スクールロイヤーを特定の学校に配置し、定期的に勤務する。
⑤教員兼務型	スクールロイヤーを特定の学校の教員として雇用し、定期的に勤務する。
⑥職員兼務型	スクールロイヤーを教育委員会や学校法人の職員として雇用し、定期的に勤務する。

この表の①ないし③の内容は、前述した「全国教育長協議会平成30年度第4報告書」に記載されている、学校が「スクールロイヤー」を活用する際の流れにも符合する。また、石坂・鬼澤(2019)では、「(学校)常駐」、「行政インハウス」、「アドバイザー」、「その他」という「勤務形態」から分類するとともに、報酬や情報共有といった「独立性の担保」の面から問題点を指摘している⁸。このように、「スクールロイヤー」の勤務形態は多様であることがわかる。

翻って、法科大学院と教職大学院という2つの専門職大学院を設置している琉球大学にあって、スクール・リーガルマインドやリスク/クライシスマネジメントを扱う琉球大学教職大学院科目「学校安全管理」(田中、吉田)との学内交流を通じて、専任教員である弁護士(武田)との接点が生じ、そこから琉球大学教育学部附属中学校のスクールロイヤーとして任命されるまでの経緯は、おそらく特殊な事例に位置づけられるであろう。弁護士の職務との関係で有している本地域の弁護士会との連携(横井)もスムーズに行い得た。しかし、通常の法曹が、自らの職務倫理を具体的に認識し、適切に役割分担しながら立場を確立させるには、「スクールロイヤー」のあり方に関して、様々な関係主体のコンセンサスを得ることが不可欠である。そのことは、前述した「スクールロイヤー」の勤務形態分類に従えば、「学校配置型」のスクールロイヤーである武田・横井も同様の状況にあって、まだ手探りの現段階では、定期的な勤務であることが最適とまでは論じがたい。

8 石坂浩・鬼澤秀昌編『実践事例からみるスクールロイヤーの実務』(日本法令、2020年)(以下、石坂・鬼澤「実践事例」という。)53-66頁参照。

3 スクールロイヤーの職業倫理－「やけ弁」の主人公を題材に－

以上に述べたとおり、その勤務形態も極めて多様な「スクールロイヤー」である。しかし、「スクールロイヤー」の職業倫理が問題となった具体的な事例は、管見の限り公にされたものはなかった。

そこで、「スクールロイヤー」が広く社会的にも注目される契機の一つともなった「やけ弁」の中の架空の事例における、主人公の田口の行動が、弁護士法・弁護士職務基本規程に照らしてどのように評価されることになるのかについて覚え書きを兼ねて検討する。

田口は東京都内に存すると思われる架空の「青葉第一中学校」（以下、「青葉一中」という。）の専属スクールロイヤーとして執務している設定である。これを、前述した「スクールロイヤー」の勤務形態分類に従えば、「学校配置型」のスクールロイヤーということになる。その中でも「スクールロイヤー」の勤務形態に依存しない、「やけ弁」での田口の行動、すなわち「スクールロイヤー」としての業務遂行に関して検討されるべき弁護士法・弁護士職務基本規程上の問題——とりわけ「利益相反」の問題——が顕在化したと思われる次の2つのエピソードを題材に、「スクールロイヤー」の利益相反に関する問題として取り上げたい。

- (1) エピソード1：学校の部活動中に右眼を負傷した被害生徒の保護者の代理人弁護士が学校に対して提訴も辞さないとして交渉を申し入れたことに対応していたところ、学校が、超過勤務を余儀なくされていた状況下で居眠りをした点に過失があると思われた非正規教員のみにも責任を押し付けてその退職を前提とさせようとしていたことから、当該教員に対し、「学校を訴える」方向での相談等の職務を行った事例

ア 事案の概要

青葉一中のバドミントン部の顧問を任されることになった理科教師の宇野浩平（以下、「宇野」という。）は、引越し準備のために有給休暇を申請しようとしたが認められず徹夜で出勤していたところ、バドミントン部顧問として練習を監視していた間に居眠りをしてしまった。その間に、バドミントン部の一人の生徒が、振りかぶったラケットを別の生徒の右目に打ち付けてしまい、この被害生徒は、右眼の視力低下が避けら

れない旨の傷害を被った。被害生徒の保護者が弁護士を代理人とし、「裁判も辞さない」として学校に交渉を申し入れてきたので、田口は事故に関する事実を調査したうえで上記弁護士との交渉にあたった。ところが、宇野が居眠りの事実を認めたことから、校長は宇野の過失ということで問題を処理する方針を明確にし、宇野の自主退職が当然の前提とされかねない状況となった。そのような対応を理不尽であると考えた田口は、宇野に対し、「僕は実際には先生の代理人にはなれない。でも先生の先生としてアドバイスはできる」と告げて、責任の所在を明らかにさせるために学校を提訴することを勧めた。そして、宇野に同行して、医師に対し、宇野が過労状況にあった旨の診断書の作成を依頼するとともに、学校を提訴する代理人となる別の弁護士を紹介した。

イ 梅田弁護士の意見

この田口の行動に関しては、「やけ弁」のウェブサイトの法律考証会議というコラムに、NHKの企業内弁護士である梅田直宏弁護士が、「利益相反とは？」とのタイトルで意見を述べている⁹。非常に興味深い内容であるので、下記に引用する。なお、引用にあたっては、検討対象となる梅田弁護士の意見を、そのトーンまで含めて正確に紹介する必要があると考えたことから、コラムの文章をできる限り省略せずにその一部を引用することとした。

今回の第3話では、田口が宇野先生の自宅を訪れ、「僕は実際には先生の代理人にはなれない。でも先生の先生としてアドバイスはできる」と宇野先生を励ますシーンがありました。

田口はなぜ宇野先生の代理人になれないのか。それは、「利益相反」の壁があるためです。

弁護士は、その職務の性質上、依頼人の利益を守ることを最大の使命にしています。このため、依頼人や顧問先と実質的に利害の対立する依頼を受けることが原則禁止されています。

9 https://www.nhk.or.jp/dodra/yakeben/html_yakeben_kaigi_04.html, 2020年9月15日最終閲覧。

「利益相反」を防ぐためのルールは実に多岐に渡っていて、「弁護士法」と「弁護士職務基本規程」にその詳細が定められています。このうち、弁護士職務基本規程は、「受任している他の事件の依頼者又は継続的な法律事務の提供を約している者を相手方とする事件」（第28条第2号）について、「職務を行ってはならない」、つまり、裁判を起こしたりしてはならないと定めています。

スクールロイヤーである田口にとって、学校は正に「継続的な法律事務の提供を約している者」にあたるため、今回のバドミントン部の事故について学校から依頼を受けているかどうかに関わらず、宇野先生の代理人として学校を訴えることはできないのです。

では、田口が宇野先生に、「大切な夢なら手放しちゃダメだ！全力で戦うべきだ！」と伝えて背中を押すような行動をとることは、「利益相反」あるいは、依頼人である学校の利益を害することにならないのでしょうか？ここはなかなか難しいところなのですが、この時の状況からすれば、違反しないと考えることも可能なように思います。

スクールロイヤーの依頼人は、校長ではなく学校そのものです（より正確に言えば、学校を設置している自治体です。）。このため、スクールロイヤーは、校長や教員の利益ではなく、「学校」の利益を守らなくてはならない義務を負っています。ここがポイントです。

このドラマで、校長が宇野先生を解雇し、宇野先生が解雇の無効を争った場合、学校側が敗訴する可能性が高いように思われます。

正当な理由がないのに従業員を解雇したり、自主退職を強要したりすれば、解雇無効や損害賠償請求の対象になります。学校側は、裁判となるだけでも社会的な批判を浴びかねない上、訴訟を継続するには経費がかかりますし、敗訴すれば損害賠償を支払わなければならなくなります。学校の利益を護るという観点からは、訴訟はなんとしても避けたいところです。従って、校長が、解雇や自主退職の強要といった法的に適切とはいえない行動に出ようとしたときには、まずはそのことを校長自身に指摘して翻意

を促し、それでも校長が強行しようとした場合には、教育委員会に相談するなど、適切な対策を講じてこれを未然に防ぎ、学校の利益を守ることが、スクールロイヤーには期待されているといえます。

田口が宇野先生の自宅を訪れたのは、校長が宇野先生の意思に反してでも自主退職を迫りかねないという状況の中でのことでした。田口は、宇野先生に毅然とした態度をさせることで、校長にそのような強硬措置を思いとどませようとしたものであり、学校の利益にかなっていたと評価することも可能なのではないのでしょうか。

ウ 梅田弁護士の見解を踏まえた考察

筆者らは、この梅田弁護士の見解のうち、田口の行為について、「校長にそのような（宇野に自主退職を迫るような）強硬措置を思いとどませようとしたものであり、学校の利益にかなっていたと評価することも可能」であるとの点には、心情的には賛成できないわけではない。前述の全国教育長協議会平成30年度第4報告書にも記載されているように、法律の専門職であるスクールロイヤーは、教職員の働き方改革の推進の一環として、多岐にわたる業務により長時間労働を強いられがちな学校現場の、一定の負担軽減を図る行政の期待から導入が後押しされているものである。部活動の顧問という負担も抱えながら、学校から不当に自主退職を強要されるおそれのある教員に対し、学校に対して法的な手続きをとることもできる、という救済手段の所在に関する「アドバイス」や、一般的・時事的な範囲にとどまる情報の提供は可能であり、かつ適切な場合もあろうと考えるところもある。他方で、上記の梅田弁護士の意見については、批判的に検討すべき内容を含むと考えられる¹⁰。

すなわち、＜「やけ弁」で設定された事実関係の下では、田口の行為

10 なお、これは決して梅田弁護士の意見を否定するものではないことをその前に述べておきたい。むしろ、本稿のような批判もありうることを理解し、あるいは予測しながら、「田口」という魅力的な「スクールロイヤー」をドラマに登場させ、議論の足掛かりを作ってくださったことに対する感謝を改めて示しておきたい。

が弁護士職務基本規程に違反しないと考えることも可能、とするのは、さすがに無理があるのではないかとという問題提起をしたいのである¹¹。

ちなみに田口は、青葉一中（正確にはその設置者）の顧問弁護士である高城英子弁護士の法律事務所で執務する「ノキ弁」、すなわち名目上のみ法律事務所に所属して、法律事務所の建物内に間借りをしている独立採算制の弁護士である限りで、共同事務所に関する弁護士職務基本規程 57 条の規律にも服することになるが、この点は、本稿の検討対象から外れるので、あえて言及しない。

梅田弁護士の指摘するとおり、田口は、「スクールロイヤー」として青葉一中の設置者である地方自治体（おそらくは、東京都もしくは東京都内の市区町村）との間で継続的な任用契約を締結していると思われる。つまり、弁護士職務基本規程 28 条 2 号により、上記設置者の同意がない限り、上記設置者を相手方とする事件について「職務を行ってはならない」はずである。では、この禁止規範に基づき、代理人に就任しない限りではこれに違反しないと解釈して問題はないのであろうか。

そもそも弁護士職務基本規程 28 条の規定する「職務」はその法令上の根拠である弁護士法 25 条の「職務」と同義であって、弁護士法 3 条に規定する¹²「職務」と同義であり、法律事務を行うこと全般を指すものと解される。この「職務」の定義に基づけば、法的な助言を行い、働き掛けを行うことも弁護士の「職務」にあたる。特に田口の場合、学校に対して法的手続きをとることなど想定していなかった宇野の自宅を訪れている。田口の訪問が契機となって、宇野は、学校を訴える方向に傾

11 以下、弁護士職務基本規程の解釈につき、日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編「解説『弁護士職務基本規程』〔第 3 版〕」（2017 年）（以下、「日弁連解説」という。）を参照。ただし、この解説のはしがきにおいて、「日弁連の公式見解を叙述したものではない」と述べられるあたりは、いかに法曹倫理の問題が明確に統一しがたい解釈の次に委ねられているかを表すものといつてよい。

12 日弁連解説 78-79 頁によれば、「弁護士法 25 条との関係を明確にするため、同条と同一内容の条文として本条〔弁護士職務基本規程 27 条〕を設け、このほかに、同条には該当しないが、なお利益相反として規定すべき事実について職務基本規程 28 条を設けた」旨が記載されている。また、日弁連調査室編者『条解弁護士法〔第 5 版〕』（弘文堂、2019 年）（以下、「日弁連条解」という。）231 頁参照。

くこととなった。これは、宇野をかく誘導したとあってよいうえに、そのための証拠の収集にも同行・協力している点だけでも、もはや「職務を行っていない」という認定には、無理があるのではないかといわざるを得ない。ここで田口が「学校を訴える」と表現していたことは、校長が宇野に責任を取らせて退職を強要（勧奨）することが十分に見込まれるという状況のもとに照らせば、学校に対して、退職強要禁止等の仮処分を申し立てることを具体的に指しているものと考えるのが合理的である。

もっとも、弁護士職務基本規程 28 条 2 号の適用を受けるのであれば、依頼者すなわち青葉一中の設置者である地方自治体（実質的には当該地方自治体の教育委員会）の同意があれば、設置者を相手方として職務を行ってよいことにもなる。しかしながら、かかる明確な同意を事前を取得する手続を経たとの状況は明らかにされていない。ここでの田口の行為は、弁護士職務基本規程 28 条ではなく、弁護士法 25 条 1 号ないし 2 号（同一の文言で規定されている弁護士職務基本規程 27 条 1 号ないし 2 号）に違反するように懸念される¹³。つまり、田口のような行動を、勤務する学校に対して行うことは、スクールロイヤーの弁護士たる活動の根拠を自ら傷つけるもので、実際の本学の現場においてこれを鵜呑みにして本学教職員の支援に携わることは難しい、ということである。

弁護士法 25 条の「相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件」（1 号）・「相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの」（2 号）について、「職務を行ってはならない」と規定している。ここでの「賛助」について、最高裁（最一小判昭和 33 年 6 月 14 日集民 32 号 223 頁）は、「法律事件の協議に対し、事情を聴取した結果具体的な法律的手段を教示する段階に達すれば、一般的にいて右法条にいわゆる「賛助し」に該当するものと認めるを相当とする。なぜならば、通常弁護士が依頼者の相談に対し、ある具体的な法律的手段を教示することは、当該事件は対策とし

13 日弁連解説 75 頁で引用される日弁連懲戒委平成 24 年 3 月 12 日議決例集 15 卷 25 頁によれば、「職務基本規程 28 条は同 27 条に該当しない職務行為のうち、やはり職務を行うべきでないと考えられる行為を補充的に規定したものである」とされている。

てその手段方法を採用することによって有利に解決さるべきことの意見を陳述するに外ならないからである」と判示し、「相談に対し、ある具体的な法律的手段を教示する段階」に達した場合には「賛助」に該当すると認めた。これを踏まえて「賛助」とは、より具体的には、「協議を受けた当該具体的事件について、相談者が希望する一定の結論（ないし利益）を擁護するための具体的な見解を示したり、法律的手段を教示し、あるいは助言することをいう」とされる¹⁴。

そこで改めて、田口の行った具体的な「アドバイス」の評価である。田口は、被害生徒の保護者の代理人弁護士が学校を訪れた際、自分から進んで対応することを申し出て、単独でこの弁護士とやり取りを交わし、この弁護士に対して、学校に過失はない旨の報告書の結果を示している。さらに、その後の学校事故に関する判例検索結果や相手方弁護士の職務経歴に照らし、学校に対して、法律上の手段たる「和解に持ち込めば良い」と、解決に向けた具体策まで示している。この田口の行動は、弁護士法25条1号の「賛助」にあたるという差支えない。そうでなくとも、「協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるもの」（2号）にあたることは免れないであろう。

弁護士法25条の規定に反していないというためには、田口が、宇野の自宅を訪れ、その事情を聴取したうえで学校を訴える方向に誘導したうえ、そのための証拠の収集に同行・協力するという形で「職務を行った」「事件」と、田口が被害生徒の保護者代理人弁護士と交渉するなどして、あたかも学校の代理人として「職務を行った」「事件」とは連続性を欠き、同一視されるべきものではないことになる。同一ではなく、異なる事件といえなければならない。学校側の視点を措いてもなお、この事例の2つの「事件」が「異なる」ものだといえるのであろうか。

たしかに、田口が学校のために職務を行った「事件」は、被害生徒の学校に対する損害賠償請求事件であり、田口が宇野のために職務を行った「事件」は宇野が学校側に退職強要等の禁止を求める事件であって、

14 日弁連解説80頁、日弁連条解212頁参照。

法律上は別個の事件であるように見える。しかしながら、弁護士法 25 条 1 号・2 号の適用が問題となる場合の事件の同一性は、相反する利益の範囲によって、つまり、その基礎となる紛争の実体を同一とみるべきかどうかによって判断すべきであり、社会生活において事実上利害対立を生ずるおそれのある場合を広く包含する、とされる¹⁵。

この点、学校に対する損害賠償請求を根拠づける宇野の居眠り行為による過失が、学校現場で宇野が過労を強いられていたという事実関係と密接にかかわるものであり、その帰趨によっては宇野のみの過失ではなく学校側自体の過失が認められうるという関係にあることに照らせば、宇野が学校側に退職強要等の禁止を求める事件は、まさにこの学校に対する損害賠償請求事件と基礎となる紛争の実体を同一にするものであり、学校と宇野の利害対立を生じさせる恐れがあるという意味でも、両「事件」は同一性を有するものと判断されるべきものとなる。

上記の 2 つの「事件」が同一である以上は、田口が宇野のために職務を行ったことは、学校のために職務を行った事件について、田口と任用契約を締結する側の学校を相手方として行ったこととなり、学校の設置者が同意するか否かにかかわらず、弁護士法 25 条 1 号あるいは 2 号（弁護士職務基本規程 27 条 1 号あるいは 2 号）に違反するといえる。

まさに、日弁連意見書にも記載されているだけでなく、多くの弁護士が明確に「スクールロイヤーは（学校またはその関係者の）代理人にはならない」と考えているのは、このような利益相反の事態を避けるためであろう¹⁶。

学校現場の様々な負担を軽減する役割を期待されつつ、学校紛争を解決する任務にあたる「スクールロイヤー」が、いかなる場合にも学校側の代理人となることは許されないというのは、実は非現実的な設定であろう。例えば、「やけ弁」の第 2 話で、田口は、学校に対して「吹奏楽部の演奏がうるさい」旨のクレームをつけてきた周辺住民の 1 人に対応し、私法上の「受忍限度論」を振りかざし、一旦はこれを退けている。

15 日弁連解説 80 頁、日弁連条解 215 頁参照。

16 日弁連意見書 4-5 頁、神内「学校内弁護士」25 頁参照。

学校にかかわる弁護士は、スクールロイヤーに限られるわけではない。この田口の弁護士として行う対応自体の適否はともかく、学校の外にある第三者と学校の利害が対立する事件では、学校の顧問弁護士との役割分担も課題である。学校現場が直面する法的問題について、「別の弁護士が教育委員会ないし学校法人から委任を受けて行うべき」¹⁷とする対応を待つ、時間的余裕がない状況もありえ、学校がもっとも早く連絡を行いうるスクールロイヤーが、田口の対応例同様、学校の代理人として対応することは許されるのではないか、と考える。

ちなみに、大阪府では、以下のような取り決めに設けて、少なくとも「スクールロイヤー」が利益相反問題に巻き込まれないような、ジレンマを回避する工夫がなされているという。

- ・ スクールロイヤーは、各自治体の第三者委員会の委員には原則として就任できない。
- ・ スクールロイヤーは、担当地区においては、保護者の代理人に就任することはできない。
- ・ スクールロイヤーは担当地区の自治体が被害者の場合や個別ケースに関与した場合には、少年事件で少年の代理人となることはできない。
- ・ スクールロイヤーは、担当地区の自治体が被害者の場合や個別ケースに関与した場合には、児童相談所側として児童福祉法 28 条に基づく申立ての代理人となることはできず、担当地区においては、親側として申立代理人となることはできない。
- ・ スクールロイヤーが子どもなんでも相談において、担当地域と判明した場合には、別の相談員と交替する。

（渡邊徹弁護士「スクールロイヤー制度の概要と実務的留意点～子どもの最善の利益と保護者との関係性」（沖縄弁護士会講演、2020年3月）における配布資料より抜粋）

17 日弁連意見書5頁。

(2) エピソード 2 : 学校内でのいじめが原因で自殺を図った生徒に対して学校を訴えるように促し、訴訟委任状に署名させた事例

ア 事案の概要

教室から生徒が飛び降りる事案が発生し、当該生徒は一命を取り留めたものの、その口を固く閉ざしていた。田口らはその原因を調査したところ、加害生徒 4 名が被害生徒に対し、異性への告白を強要しその場面動画を撮影するいじめが行われていたことが判明した。主犯格の加害生徒が次の加害をほのめかす状況で、学校は、被害生徒の保護者が転校を希望していることをとらえて、被害生徒の転校により事態を処理しようとしていた。田口は病院に入院している被害生徒を訪問し、加害者生徒 4 人と学校を訴えるよう助言し、被害生徒は田口の持参した訴訟委任状に署名した。田口は、別の弁護士に被害生徒の代理人を務めてもらい、自身はスクールロイヤーの立場でこの訴訟に立ち会うこととした。

イ 梅田弁護士の意見

この田口の行動についても、梅田弁護士が「やけ弁」のウェブサイトの法律考証会議というコラムに、「再び利益相反と田口の選択」とのタイトルで意見を述べている。この梅田弁護士の意見も非常に示唆に富む内容であり、検討対象となったため、正確に紹介する必要性を考慮し、コラムの文章を原形のままでできる限り省略せずにその一部を引用した。ただし、「加害児童」との記載のみ「加害生徒」に改めた。

第 5 回の最後のほうで、田口が自殺未遂をした未希の病室を訪れ、「生まれながらに、とっておきの武器を君はもっているんだ！」と励ますシーンがありました。第 3 回で、宇野先生の自宅を訪れて、「大切な夢なら手放しちゃダメだ！全力で戦うべきだ！」と励ますシーンと似ていますね。ただ、宇野先生は、逡巡した結果、自ら学校を辞めることを選択しましたが、未希は、学校や加害者と戦う決意をし、訴訟委任状に署名をしました。(中略) 最終話では、この訴訟委任状は、田口ではなく、小柴弁護士を選任するものだったことが分かります。病室のシーンで弁護士の名前が見え

ないようになっていたのはこのためだったのですね。

さて、こうして小柴弁護士が原告代理人として、裁判を提起することになるわけですが、すぐに裁判が開始するわけではなく、まず、話し合いでの解決が出来ないかどうか、双方の代理人弁護士同士で和解交渉が開始されます。学校側の代理人を勤めるのは英子。田口は、あくまでスクールロイヤーとしてその場に立ち会います。しかし、どうも小柴弁護士の肩を持っているようにも見える田口。校長の倉守はたまたま、「こんなのアリですか？自分は原告代理人になれないから、別の人間を立てるって！」と激怒します。田口は「心外だなあ。僕が裏で手を回しているみたいな言い方」と涼しい顔。英子も「名目上、弁護士職務基本規程違反には当たらない」と、校長を諫めます。確かに、田口は代理人として学校を訴えているわけではありませんし、特にスクールロイヤーの職務上知った秘密を原告側に開示している訳でもなさそうですので、形式的に「利益相反」や「守秘義務違反」といった、弁護士の基本的な規則に違反している訳ではなさそうです。

そうだとし、田口の行動は、どのように評価されるべきなのでしょう？スクールロイヤーとしての職責を果たしたといえるのでしょうか？

もし校長の倉守が、いじめの実態調査を行わないとか、いじめの事実を隠蔽するとか、虚偽の説明をするとかいった、明らかな違法行為を行おうとしているのであれば、スクールロイヤーである田口は、可能な限りの手段を講じて倉守を説得しなくてはなりません。

ただ、今回のケースで倉守は、調査をしないと、事実を隠蔽するとか、そこまでのことをしようとした訳ではありません。法令に則った調査はきちんと行い、いじめの事実も認定しています。あくまで、いじめ自殺未遂への対処方法としては、被害生徒ともよく話し合った上で、被害生徒が望むのであれば転校を支援するというのが良いだろうという判断を下しているに過ぎません。このような校長の判断を、「違法である」とまでいうのは難しいところでしょう。

そう考えると、加害生徒の転校に固執し、訴訟手続きやマスコミまで巻き

込んだ田口の一連の行動は、スクールロイヤーとして少しやり過ぎだといわれても仕方の無いものだったのかも知れません。

学校において、校長の判断と、教師や生徒の主張とが食い違うことは十分想定されます。「学校の利益」を保護すべきスクールロイヤーは、真の「学校の利益」がどこにあるかを見極め、そのために可能な最善の方法を選択するという、難しい判断を迫られているのです。

田口は全校生徒への説明会で「今回、被害者生徒が訴えを起こしたことに、僕は全面的に賛成の立場です」「学校の膿を出す。それは学校の利益につながる。僕はそう信じている」と話しています。自身の立場については一定のリスクを背負ってでも、最後まで生徒に寄り添う。それが、スクールロイヤーとしての田口が出した答えだったのでしょう。

いじめ防止対策推進法第 1 条は、「児童等の尊厳を保持する」ことこそが、いじめ対策を講ずる理由だとしています。やり方はどうであれ、最後までいじめ被害者に寄り添い、その尊厳を守ろうとした田口の姿勢は、正にこの法律の精神に合致したものだだと思います。

ウ 梅田弁護士の見解を踏まえた考察

以下は梅田弁護士の意見を批判的に検討する内容を含むものである。エピソード 1 について述べたのと同様に、決して梅田弁護士の意見を否定するものではないことは重ねて示しておく。

ここでも田口は、高城英子弁護士の法律事務所で執務する「ノキ弁」である以上、共同事務所に関する弁護士職務基本規程 57 条の規律にも服する。自らが学校を訴える側として職務を行ったことからすると高城英子弁護士も本来であればこの事件について職務を行えないのが筋であろうが、これらの点もやはり本稿の検討対象から外れるので、それ以上は言及しない。

田口が、入院している被害生徒を訪問し、加害者生徒 4 人と学校を訴えるよう助言し、持参した訴訟委任状に被害生徒の署名をもらったことからすれば、田口は、被害生徒による加害生徒 4 名と学校に対する損害

賠償請求事件について、法的解決に向けて具体的に「職務を行った」といわざるを得ない。それゆえ、「形式的に『利益相反』や『守秘義務違反』といった、弁護士の基本的な規則に違反している訳ではなさそうです」という梅田弁護士の意見には賛同できず、田口のような行動を勤務する学校及び在校生に対して行うことを、実際の本学の現場において「スクールロイヤー」として実践することは難しい、という結論に達した。

高城英子弁護士が田口の行動について、校長を諫めた際に「名目上、弁護士職務基本規程違反には当たらない」と言ったことも、それが適当な解釈に基づく意見とは言い難い。先にも指摘したところであるが、田口の行動は、学校の設置者の同意がない限り、弁護士職務基本規程 28 条 2 号に違反するものといえる。そして、少なくとも田口が被害生徒に会って具体的な働きかけを行うに際して、学校の設置者は明確に同意を与えていたとは理解されない。

もっとも、エピソード 1 と比較すると、田口は、同一の事件について学校のために職務を行ったわけではない。その意味では、弁護士法 25 条 1 号・2 号（同一文言での規制である弁護士職務基本規程 27 条 1 号・2 号）違反にはならず、学校の設置者の同意さえあれば、弁護士倫理上は許容される余地がある。学校設置者との事前の同意、具体的には学校設置者との任用契約の内容次第で、その後のスクールロイヤーの倫理的な行動の幅が広がりうるという意味で、非常に重要な示唆である。この点は、次項でも改めて考えたい。

4. 「スクールロイヤー」に求められるべき職業倫理とは何か

以上、「やけ弁」の田口の行動を題材として、弁護士全般に適用される弁護士法・弁護士職務基本規程から「スクールロイヤー」の職業倫理、とりわけ利益相反に関する職業倫理を考えてみた。

「スクールロイヤー」という、従来想定されていなかった法曹の職業倫理が現在の弁護士法・弁護士職務規程の規律のみで適正に規定できるかという問題は、まさにこれから解決されるべき問題であろう。スクールロイヤーに対する行政・学校現場の期待とのミスマッチも課題となる。では、弁護士法・

弁護士職務基本規程以外に、どのような観点が必要となるのであろうか。

(1) 「子どもの最善の利益」という観点

期待されている「スクールロイヤー」の職業倫理について、従来弁護士に適用されていた職業倫理とは別の価値基準が加わるとすれば、日弁連意見書や大阪府の定義で言及されている「子どもの最善の利益」という概念が新たな価値基準を生み出すカギになりそうである。

しかしながら、子どもの権利条約には、「子どもの最善の利益（日本政府訳によれば「児童の最善の利益」）」という言葉が7つの箇所で用いられているところ、教育の場での価値基準となりうる「子どもの最善の利益」は、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と規定する条約3条1項、この1か所しかない。しかし、これでは、具体的な場面での「スクールロイヤー」の行動が「子どもの最善の利益」に資するかどうかの判断につき、法令上の指標としては何も明らかになっていないに等しく、個々のスクールロイヤーの独善的な定義の解釈を許すことにつながりかねない。スクールロイヤーの活動の根拠が薄弱であるとするれば、教育現場あるいは親権者との間¹⁸にも混乱と対立を生じさせかねないといわざるを得ない。

たしかに、過労を強いられている教職員の執務環境を改善するために、そのような教職員に対して、学校に対して法的な手続きをとりうることも含めて助言することが、教職員全員の執務環境につながり、結果的に子どもの最善の利益に資するということはあるだろう。いじめの被害を受けた児童生徒を保護するために、学校に対する法的な手続きをとりうる点も含めて助言することが、学校でのいじめの減少・抑止効果につながり、子どもの最善の利益に資する、ということもあるだろう。しかしながら、では、エピソード2のいじめの事案について、田口のように加害生徒の転校に固執することが、必ず子どもの最善の利益につながるのかといえ、これはかなり難しい問題

18 本稿では十分に取り上げる余裕を有さないが、現代国家における子どもの教育を受ける権利と、親権者がその子をどう教育するかを自由を内包する憲法13条の「幸福追求権」への考慮について、例えば、佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂、2011年）368-372頁の記述を参照。

である。どの子どもにも、教育を受ける権利という容易に奪うことができない、基本的権利があるからである。もとより数の問題でもなく、他の多くの生徒の授業を妨害するという理由で、妨害する生徒を教室に入れず別室登校させたというような場合に、より多くの生徒の側（妨害された側）を優先した解決をとることが「子どもの最善の利益」につながることも限らない。妨害する生徒が妨害するに至った事情によっては、数の多い妨害された側に対して、自らの言動について個々に振り返りを求めるべき場面もありうるであろう。さらには、子どもの心身を保護するために子どもに対して、その発達段階に合わせてパターンリスティックな制約を課すことが許されるという教育を受ける権利の前提に立つ限り、子どもの意思に無批判に従うことがつねに子どもの最善の利益を図ることになるわけでもないだろう。

既にスクールロイヤーの設置の経緯には「いじめ問題」など学校現場が子どもとの関係で抱える法律問題の解決に資するという点での「子どもの最善の利益」の保障の問題と、チーム学校としての専門人材の配置による教職員の負担軽減という問題の解決の両方の意味合いが併存しており、この両立が短期的な達成目標の1つとなる。しかし、「期待される人材像」や専門職人材の養成過程の違いから、連携して活動する学校関係者とスクールロイヤーの間には、相互の役割等の期待や問題の捉え方（見方）に「差」が存在する可能性がある。例えば、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態（いじめ防止対策推進法 28 条第 1 項第 1 号）には至らずとも、いじめの相談を受ける、あるいはいじめの発見において、学校現場の日常の中で教職員がスクールロイヤーにつなぐ前に行う事実の確認や情報収集のあり方に焦点を当てても、いわゆるリーガルマインドに立脚する弁護士と教職員では異なり、共通理解に至ることができない「相違」が存在することも考慮に入れる必要がある。この差の存在を、双方が正しく認識しなければ、はじめの一步を確かな足跡へと固めていくことにはつながらない。

(2) 「子どもの最善の利益」をスクールロイヤーの職業倫理に反映させる方途について

子どもたち、保護者、学校、教師の立場は実質的利害が対立する関係に陥

る可能性をもち、その支援に対する需要も複雑に存在する。そのなかで「法的に」子どもの最善の利益を図ることは、容易ではない。法曹養成の観点のみならず、子どもの素養づくりなど、教育学の観点からも多角的・総合的に、一定の時間をかけて研究していくことが必要である。しかし、まず着手できることとして、「子どもの最善の利益」という観点がいかに現時点では抽象的なものにとどまるとはいつても、この観点を「スクールロイヤー」の職業倫理に反映させ、学校現場と共有する工夫は必要であろう。

まず、最も端的かつ有効な方法は、「スクールロイヤー」が「子どもの最善の利益」を図るべき法律専門職であることを法令で規定することである。そうすれば、「子どもの最善の利益」を図る上で、それらの法令を弁護士法の特則のような形で機能させることもできるかもしれない。

しかし、「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」といった、現時点で「スクールロイヤー」よりもはるかに整備され、学校現場に定着し普及しているというよい専門職にすらそのような法令がないことを考えると、「スクールロイヤー」に関する法令の制定を目指すというのは現実的な方法ではないように思われる。

同様に、弁護士職務基本規程について「スクールロイヤー」に適用される特則を設けるというのも、弁護士業界における「スクールロイヤー」が占める割合や認知度に照らして、すぐに実現できることではないであろう。そうすると、現実的な方法としては、「スクールロイヤー」が「継続的な法律事務の提供を約している」相手方である学校設置者との任用契約において、予め「スクールロイヤー」が「子どもの最善の利益」を目的として職務を行うものであること、及び、その具体的な内容（例えば、子どもの最善の利益に資する場合には学校に対する法的な措置を取りうることを含めて、学校の関係者に助言することが許されることなど）を、契約条項中に明確に規定するように理解と納得を求めて、合意の形成に尽力することが有効であろう。このような条項について設置者が同意したことにより、弁護士職務基本規程28条2号との関係でも「同意」があるということが出来るからである（もちろん、契約締結の際に、その点について学校設置者側が理解できるような十分な説明がなされることが前提である。）。

そして、そのような条項を含む任用契約が主流となり標準化されるようになれば、「子どもの最善の利益」を図るために具体的な措置をとることが「スクールロイヤー」の職業倫理として、教育現場や弁護士業界における社会通念の一部にもなっていくのではないかと考えながら、筆者らは実践を重ねている。

5. おわりに

学校教育の法化現象と危機管理については、「これまでの学校教育は、管理職、教員の経験を踏まえて危機管理を行ってきた。経験から得られたノウハウは確かに貴重なものではある。だが、価値観の多様化は、学校への無条件の信頼、教員の権威を切り崩し、『信頼関係』を基礎とした学校運営、教育実践を危ういものにした。……『法の越境』がこの動きに拍車を掛けている。……これまでとはくらべものにならないほど多くの法令が校門を越えて学校現場に浸透し、教員の専門的裁量を侵食していく。『学校教育の法化現象』の台頭、愛や情熱、信頼といった情緒的なものではなく、法を媒介として、権利・義務の視点から学校、教員との関係を捉えようとする人々が年を追うごとに増加している。学校現場は否応なくこの現実と向き合わなければならない」との、教育現場に対する学説からの重要な指摘がある¹⁹。

学校現場への法の越境とは、これまで日常的に行われてきた学校毎の判断、教員の専門性に委ねられてきた領域に、法による統制が浸透している現状を指し示している。法を媒介として、権利・義務の視点から学校、教員との関係を捉える「学校教育の法化現象」と、それなりに成功事例もあるため全面的な否定も困難である情緒的な学校経営、教育実践という狭間の中で、「子どもの最善の利益」を図るため、本稿では、「スクールロイヤー」たる弁護士の職業倫理に視点を当てた。弁護士と教員の二足のわらじを履いている神内聡弁護士も、とりわけ学級担任を「子どもに対して『教師』だけでなく、『カウンセラー』『ソーシャルワーカー』『親代わり』にもなれる『何でも屋』であるがゆえに、児童生徒や保護者がいつでも気軽に寄り添える教員として、教師と子ども、学

19 坂田仰『裁判例で学ぶ学校のリスクマネジメントハンドブック』（時事通信社、2018年）1-2頁。

校と家庭の信頼関係を構築するために必要不可欠の存在である」と評価した上で、「スクールロイヤーは学級担任の法的位置づけだけでなく、学級担任制度自体が日本の教育制度を支えていることを理解した上で、学級を担う教員の心情や目線に配慮した教育紛争の解決を志向しなければならない」²⁰と指摘している。しかし、現時点においては、多くのスクールロイヤーとなるべき弁護士は、一方では子ども、保護者、教師、学校、教育委員会といった様々な主体の利益を複合的に内包し、他方では子どもの教育権・学習権に応え、これを保障する学校という教育現場に関与する「外部」の専門家にとどまらざるを得ない一面もある。少なくとも、スクールロイヤーの持続的な活動のための喫緊の課題として、定期的な学校訪問（例えば、武田・横井は週1回の生徒支援委員会に出席をして問題共有を図っている）、「子どもの最善の利益」とスクールロイヤーの任務に関する教職員との日常的で積極的な意見交換、そして学校現場の理解と納得に基づいた学校設置者との任用契約（そこに至るコミュニケーションも含めて）の必要性を、筆者らは認識しつつある。

教員の職務範囲は、無限定性であるがゆえにオールラウンドな職務能力を身に付けることが期待されているものの、法曹レベルの能力を教員に求めるとしてもその育成まで求めるには限界がある。その一方で、スクールロイヤーが学校外の弁護士や設置者の顧問弁護士と同様の役割しか果たさないのであれば、「スクールロイヤー」の配置がスクールロイヤーの意味を全否定することになる。学校（教員）側の味方には必ずしもならないスクールロイヤーなど、学校をとりまく専門職人材と協働できる教員をどのように養成・育成していくのか。これこそ「スルーロイヤー」とは何者であり、どのような職業倫理のもとに職務を行うべきかという、本質的な問いに対する解の一部である。換言すれば、教職員と協働しながらスクールロイヤーが介入することによって問題の悪化を防ぎ、抜本的な解決や改善には至らなくても、まずは最低でも緩和を志向していくことに他ならない。しかしながら、この解の導出過程として、いたずらに両者に経験を積ませて「涵養」されるのを待つわけにもいかない。それゆえ、とりわけ島嶼県である沖縄県のような地理的特性がある自治体での実証

20 神内「Q&A」37頁。

期待されているスクールロイヤーの活動とその職業倫理を考える-NHKドラマ「やけに弁の立つ弁護士が学校でほえる」内の架空事例の分析を附属中学校における実践的検証につなげる試み- (武田昌則・西山千絵・横井理人・吉田安規良・田中洋・吉田英男)

的取組報告を積み重ねていくことで実証的研究を進めていく意味が存在する。それは、①武田・横井が本学教育学部附属学校の学校配置型スクールロイヤーとして活動することを通して、②短期的には、附属中学校の「生徒の最善の利益」の意味を問いつつ保護していく活動に専念し、③スクールロイヤーとしての営みを筆者らが全員で実践的・批判的に検証し、④そこから生じた成果や課題を中長期的には法科大学院教員が「スクールロイヤーの名に恥じない法曹人材養成」に、教職大学院教員が「スクールロイヤー等と協働できる資質・能力を備えた中核的教員養成(教職の高度化)」に、それぞれ繋げることである。「調整役としての機能を有する存在」²¹としてスクールロイヤーが学校現場で役割を発揮するまでには、この過程で鮮鋭となる「問題の本質とそれに対する解決策と思える内容」を、スクールロイヤーとしての営みの中に溶け込ませながら、その妥当性を検証するという取組みの積み上げが必要であり、さらには「スクールロイヤーが介入せざるを得ない問題やスクールロイヤーが上手く介入できない状況が内包している問題の本質」の報告が必要である。

以上

(本研究はその一部につき JSPS 科研費 JP20K02830 の助成を受けたものである。)

21 石坂・鬼澤「実践事例」46頁